毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

○土地改良区の定款の変更を認可した件二件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件

 $\equiv \equiv$

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件六件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所

県

公

在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

示

告

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

福島県告示第三百十三号

月九日認可した。 土地改良区から平成三十一年三月六日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同年四

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 (農村計画課) 堆 堆

福島県告示第三百十四号

同年四月九日認可した。川土地改良区から平成三十一年三月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 、会津大

平成三十一年四月十六日

福島県告示第三百十五号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十三条の三において準用する同法第

福島県知事

内 堀

雄

(農村計画課) 雅

平成三十一年四月十六日

福島県知· 事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的 ケ鼻山二六九四の一、二六九四の三から二六九四の六まで 図に示す部分に限る。)、金井沢字帯沢入一三五四の五、一三五四の七五、高野字舟 九九・字七ツ嶽一三七八の一・静川字黒沢山乙一一三七の一 林)、一七二七の一・一七二七の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。 七二七の四、字昼滝山八五七の一、八五七の一一四、一七二八の九六、一七二八の 南会津郡南会津町針生字駒戸山一七二七の五から一七二七の八まで(以上四筆国有 (以上三筆について次の

水源の涵養

 \equiv

変更後の指定施業要件

薑

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めな

萋 薑

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

森林保全課

福島県告示第三百十六号

規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十一年四月十六日

福島県知 事 内 堀 雅

雄

所在の不分明な者の氏名

1

島

所在の不分明な者の氏名

岡和田晴夫

鈴木一 信

- 1 通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
- 2
- の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十一年福島県告示1 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 第百七十六号)によること。
- 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から二十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

3

2

福島県告示第三百十七号

規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ 阿部トリヨ 遠藤庄一 菅野喜一 亀谷柳次郎 菅野つや子

- 2 ح 第百七十七号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十一年福島県告示 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
- ŋ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

福島県告示第三百十八号

平成31年4月16日 火曜日

規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 次のとおりである 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名

- 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
- 第百六十一号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十一年福島県告示・当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
- り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第三百十九号

規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 次のとおりである。 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内

堀

雅

雄

猪狩清 三浦忠 鈴木栄所在の不分明な者の氏名 横山進 荒和雄 横山清 郎 荒正志 岡崎よし子

通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
- 2 第百七十五号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 (平成三十一年福島県告示
- 3 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第三百二十号

三十条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の

平成三十一年四月十六日

福島県知事

内

堀 雅

雄

加藤純 小池清記 目黒清治所在の不分明な者の氏名 目黒重夫

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 第百六十号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十一年福島県告示 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

3 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

報

福島県告示第三百二十一号

次のとおりである。 規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十一年四月十六日

雄

福島県知事 内 堀 雅

寺島豊記 荒川子之助 所在の不分明な者の氏名 文夫 中井新吉 荒川廣治 大井巳八 荒川春喜 門馬ユキ 大井枡 天野昌宙 天野

通知の内容の要旨

平成31年4月16日 火曜日

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十一年福島県告示1 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 第百六十二号)によること。

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

退任した役員

土地改良区の名称

猪苗代町土地改良区

福島県告示第三百二十二号

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

平成三十一年四月十六日

福島県知事

内

堀

雅

雄

久吾 三國兵馬 高橋喜與四 菊地茂 山中緑 佐藤小新 五十嵐利雄 佐藤茂 鉄 山田善作 遠藤藤江 安田沢世 白井敏夫 髙橋庄松 板橋ハルイ 佐藤忠義 佐藤昌榮 矢部義雄 栗城一雄 渡部品三 白井傳己 深 口啓越 井関鉄雄 山田二三夫 島影俊雄 遠藤直江 内川由寛 内川保則 三國 千代 板橋清馬 板橋刃美 島影國雄 峯岸忠亥 穴澤幸 増井嘉吉 井関等 所在の不分明な者の氏名 谷康男 内川政蔵 菊地義源 大竹久美 永井初江 大竹喜一 山浦俊 小沼虎千代 尾崎久衛 寺崎作十郎 高野久信 鹿目齊宮 穴澤卯一郎 古田紀悦 **峯城憲治** 深谷元義 小沼喜久蔵 佐藤静夫 大竹龍雄 三鈷八百次 島影富士子 山中喜己男 山田勝美 菊地熊 山浦俊 渡部隆三 7 嘉藤

通知の内容の要旨

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十一年農林水産省告示第四百四十九号)によ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

ること。

(森林保全課)

公 告

公告第六十九号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 次の

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内 堀 雅

雄

氏名 渡部 長昭 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一五九番地

受けたので、

次のとおり縦覧に供する

公告第七十号

項の規定により、白河市から県南都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

福

同同監同同同同同同同同同同同 事 役別 佐 戸 渡 野 吉 小藤 田 部 口 田 林 渡部 星 佐 藤 隆 浩 篤 鈴 鈴 木 木 氏名 五十嵐 美春 文男 文男 正晃 和英 清藏 公義義章已正 幸 厚 志 克 久佳 雄 公章 義已 義正 清喜 一夫 同同同同同同同同同同同同同同同 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 郡 郡 同 同 町大字三ツ和字坂ノ上一四三八番地 町大字長田字西真行二四五〇番地町大字三ツ和字三城潟九三二番地 町字横マクリ五七〇番地一 町大字千代田字千代田甲一六六番地 町大字三郷字舘ノ内八二一五番地 町大字中小松字村東二八番地 町大字金田字金曲八八番地 町大字磐里字島田一九三二番地 町大字堅田字入江九一〇番地 町大字磐根字西久保六八六番地 町字東町裏四七九三番地 町大字若宮字大原丙二五六番 町大字蚕養字小水沢甲二七五二番地 町大字壺楊字壺下二五番地 町大字三ツ和字砂川二九二五番地 町字祢次八四七番地 町大字八幡字白谷地道三五〇〇番地 地

(農村計画課)

平成三十一年四月十六日

福島県知: 事 内 堀 雅

雄

総括図、計画図及び計画書の写し 縦覧に供する図書

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

【定価 1 箇月 3,500円】

県 島 発行者 福 印刷所 株式会社 第 印 刷